

各国の査証・出入国審査等の参考情報

外務省ホームページ「海外安全ホームページ」から査証、出入国情報等を入手することができます。

- 無査証入国条件の目的が観光とされている場合には業務内容、訪問頻度により査証の取得が必要な場合があります。
- 商用目的で無査証入国が可能とされていても業務内容により査証取得が必要な場合があります。技術指導、工場での機械等設置作業、現地で報酬を得る業務等の場合は訪問先に査証取得の可否をお問い合わせ下さい。

査証・出入国審査等の検索

① 外務省「海外安全ホームページ」をクリック

□ 外務省「海外安全ホームページ」

② 外務省「海外安全ホームページ」へリンク

「国・地域から検索」で国を選択

The screenshot shows the Ministry of Foreign Affairs website with a search bar and a dropdown menu for selecting a country or region. The dropdown menu is open, showing a list of regions: アジア地域, 大洋州地域, 北米地域, 中南米地域, 欧州地域, 中東地域, アフリカ地域. Below the dropdown, there are buttons for '国・地域名からの検索', '地域別危険情報一覧', '安全対策基礎データ一覧', and 'エリアを選択してください'.

This is a detailed view of the search dropdown menu. It shows the following options: 国・地域名からの検索, アジア地域, 大洋州地域, 北米地域, 中南米地域, 欧州地域, 中東地域, アフリカ地域, 地域別危険情報一覧, エリアを選択してください, 安全対策基礎データ一覧, エリアを選択してください, 危険情報発出履歴, スポット情報発出履歴.

③ 「安全対策基礎データ」をクリック

「査証・出入国審査」をクリック

The screenshot shows the 'Safety Countermeasures Basic Data' section with a navigation bar containing: スポット情報・危険情報, 安全対策基礎データ, テロ・誘拐情勢, 在外公館アドレス. The '安全対策基礎データ' link is highlighted with a blue box.

2012年10月26日
※ 本情報は、海外へ渡航・滞在される方が自分自身の判断で安全を確保するための参考情報です。
※ 本情報記載の内容(特に法制度・行政手続等)については、事前の通告なしに変更される場合もありますので、渡航・滞在される場合には、渡航先国の在外公館または観光局等で最新情報を確認してください。

【安全対策基礎データ】

査証・出入国審査等 | 滞在時の留意事項 | 風俗・習慣・健康等 | 緊急時の連絡先 |

● 犯罪発生状況、防犯対策

1. 犯罪発生状況

(1) 全般

インドにおいては、全体的に見て順調な経済成長を反映し、政治情勢も安定しています。他方、宗教間対立や多民族といった複雑な国内事情から、ジャンムー・カシミール州のカシミール過激派を含むイスラム過激派、アッサムやマニプール等の北東部諸州における少数民族過激派、また、西ベンガル、ビハール、ジャールカンド、オディシャ(旧オリッサ)、アンドラ・プラデシュ、チャッティースガル、マハーラーシュトラ等の中東部諸州の森林地帯におけるナクサライト武装グループのテロ組織が存在し、引き続き活発なテロ活動を行っています。インド各地では常に潜在的なテロの脅威が存在しており、実際にイスラム過激派によるとみられる連続爆弾テロにより、多数の一般市民が死傷しています。日常生活においても、テロの標的となるような危険な場所や不特定多数の人が集まる場所には近づかない、また、公共交通機関の利用や繁華街等への外出の際には、周囲の状況に注意を払うなど、安全確保に心掛けてください。また、変化する情勢に合わせて別途渡航情報(危険情報及びスポット情報)を発出、

● 査証、出入国審査等

(手続や規則に関する最新の情報については、駐日インド大使館(03-3262-2391)、在大阪インド総領事館(06-6261-7299)等にお問い合わせください。)

1. 査証

(1) インドに入国するためには、事前に査証(ビザ)を取得する必要があります。通過査証(滞在15日以内)及び観光査証(滞在8か月以内)は、一般旅券をお持ちの方については駐日インド大使館認定業者に申請すれば取得できます。

(2) インド政府は、2010年1月より日本を含む9か国(フィンランド、日本、ルクセンブルグ、ニュージーランド、シンガポール、カンボジア、ベトナム、フィリピン、ラオス)に対して空港到着時(デリー、ムンバイ等の主要空港のみ)に入国ビザが取得できるビザ・オン・アライバル制度を開始しました。観光旅行者は、手数料60米ドルを支払うことで最長30日間の滞在が可能です。また、インドを拠点に近隣諸国を訪れる場合で、インドと近隣国との間で数々の入国が組まれている場合は、旅程の詳細と航空券等を提示することで、2、3回の入国が認められているようです。本件についても事前に最新情報を駐日インド大使館・同総領事館又はインド入国管理局から入手の上、旅行計画をたてるようにしてください。

・査証・出入国審査
・外貨申告・通関・検疫などの
情報が表示されます